

経 済 産 業 省

20170831貿局第1号
輸出注意事項29第21号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成29年9月8日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成29年9月15日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行		
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略)			2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略)		
輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈
29～35	(略)		29～35	(略)	
35の3	附 属 書 III 上 欄 に 掲 げ る 化 学 物 質	2・4・5・T、2・4・5・T塩及び 2・4・5・Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナパクリル、カプタホール、 <u>カルボフラン（別名N-メチルカルバミン酸2，3-ジヒドロ-2，2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル）</u> 、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロールトールクレゾール（DNOC）及びジニトロールトールクレゾール（DNOC）塩（アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等）、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1・2-ジブプロモエタン（EDB）、エンドスルファン、1・2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロ	35の3	附 属 書 III 上 欄 に 掲 げ る 化 学 物 質	2・4・5・T、2・4・5・T塩及び 2・4・5・Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナパクリル、カプタホール、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロールトールクレゾール（DNOC）及びジニトロールトールクレゾール（DNOC）塩（アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等）、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1・2-ジブプロモエタン（EDB）、エンドスルファン、1・2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロ

	アセトアミド、HCH（異性体混合物）、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀化合物（無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。）、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、トキサフェン、トリブチルスズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリラート、<u>トリブチルスズ＝ベンゾアート</u>、<u>トリブチルスズ＝クロリド</u>、<u>トリブチルスズ＝リノレアート</u>、<u>トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全て</u>）、<u>トリクロロホン（別名ジメチル＝2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP）</u>、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、メタミドホス、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿（アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト）、商業用オクタブロモジフェニルエーテル（ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。）、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル（テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。）、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホン化合物（ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチル N-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフル		物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。）、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、トキサフェン、トリブチルスズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリラート、<u>トリブチルスズ＝ベンゾアート</u>、<u>トリブチルスズ＝クロリド</u>、<u>トリブチルスズ＝リノレアート</u>、<u>トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全て</u>）、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、メタミドホス、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿（アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト）、商業用オクタブロモジフェニルエーテル（ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。）、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル（テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。）、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホン化合物（ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチル N-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンフルオリドを含む。）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス（2・3-ジプロ
--	--	--	---

		ルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、 <u>短鎖塩素化パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有率が48重量パーセントを超えるものに限る。）</u> 、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス（2・3-ジブロモプロピル）＝ホスファート並びにこれらを含む混合物又は製剤	
			（略）
38～43	（略）		

		モプロピル）＝ホスファート並びにこれらを含む混合物又は製剤	
			（略）
38～43	（略）		